

第九十一回国会 衆議院 商工委員会議録第九号

昭和十五年三月二十五日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 塩川正十郎君

理事 中島源太郎君

理事 堀内 光雄君

理事 清水 勇君

理事 近江巳記夫君

理事 官田 早苗君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 大塚 雄司君

理事 嶋田利太郎君

理事 田原 隆君

理事 原田昇左右君

理事 水平 豊彦君

理事 渡辺 秀央君

理事 後藤 茂君

理事 松浦 利尚君

理事 長田 武士君

理事 中川 嘉美君

理事 小林 政子君

理事 中井 治君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐々木義武君

出席政府委員

通商産業政務次官 梶山 静六君

通商産業大臣官 神谷 和男君

房審議官 大永 勇作君

通商産業省基礎産業局長 左近友三郎君

中小企業庁長官 中澤 忠義君

中小企業庁計画部長

委員外の出席者

委員外の出席者

中小企業金融公庫総裁 船後 正道君  
商工委員会調査室長 中西 申一君

委員の異動

三月二十四日

辞任 森田 景一君

補欠選任 浅井 美幸君

同日

辞任 浅井 美幸君

同日 同月二十五日

辞任 辻 英雄君

同日

辞任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 辻 英雄君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

同日

補欠選任 工藤 巖君

&lt;

率が多かったわけですが、ここまで来たわけでございます。

中小公庫の貸し付けの趣旨といたしましては、やはり直貸しというものが中心になるべきであるというふうな考えをしております。また、やはりそれは店舗網の拡充というものとまた関連をいたしまして、それからまた、貸し付けを受ける人の希望によって、従来の窓口である民間金融機関を利用したいという気持ちもあると思っております。したがって、直貸しを中心という思想を中心しながら今後やってまいりますけれども、代理貸しについても希望をある程度取り入れて存続はいたしていきたいというふうに考えております。基本的には御指摘のとおりの方針でわれわれも今後検討してまいりたいし、またそれに必要な店舗網の拡充等を実施してまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 そうしますと、長官、いまのシニアの割合というものはほゞ妥当であるというふうにお考えでしょうか。

○左近政府委員 現在の店舗網の状態を前提にいたしますと、まずこの程度だと思っておりますが、申し上げましたように、店舗網の拡充等々を圖つていきますればもう少し直貸しの比率を拡充することは可能であるというふうに考えております。

○木内委員 いまお話のあった店舗網の問題については、後ほどまた触れたいというふうに思っております。

いま大変問題になっておりますのが代理貸し付けの金融機関におきまるところの、いわば客観性の乏しい融資の実態というものが間々見受けられるというところであります。たとえば民間の金融機関でございますと、自分のところと長い取引をしているところ、あるいはよく業務内容等について知悉しているというふうな表現をされるわけですけれども、こうした顧客に対して優先的に政府の資金を融資する、いわば政府の優先した原資を使って銀行の実績と顧客との信頼関係をさらに大きくしていくという、そうした面が見受けら

れるわけでありまして、私は決してこれを情実金融とは言いたくありませんけれども、本来もつと資金需要を持っております一般の中小企業者の需要に対する枠というものが、この結果狭められるようなことがあれば問題だというふうに思っております。ありまして、こうした実態についてはどのように受けとめておられるか、お聞きします。

○左近政府委員 御指摘のような事態が、非常に代理貸しの件数も多過ぎますので全くないとは言えないと思っております。しかしながら、政府系金融機関の貸し付けというものは、いま御指摘のあるように資金需要のある中小企業者にひとしく融資するというのが理想でございます。また、それを賈いていかなければいけないと思っておりますので、今後われわれの方から金融公庫に話をし、また金融公庫からもそれぞれの代理店に対してそういう点での注意を十分促していきたいというふうに考えております。

○木内委員 具体的な注意しないしは指導というものはどういうふうに行われておりますか。

○船後説明員 代理貸しにつきましては、ただいま長官からお答え申し上げましたように、平素公庫貸し付けの趣旨というものを十分理解して貸し付けるよう指導いたしておりますのでございますが、その指導の方法といたしましては、一つには代理店の所管部店が常時代理店へ参りまして実務の指導を行うということ、いま一つは本店に監査部がございます。この監査部によりまして定期的に代理店の公庫資金の貸付状況の監査を実施いたしております。この監査を通じて代理貸し付けの趣旨が徹底するように指導いたしておりますわけでございます。

○木内委員 いま監査部のスタッフは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○船後説明員 十二名でございます。

○木内委員 代理貸し付けの金融機関の店舗数並びに年間の扱いの件数はどうなっておりますでしょうか。

○船後説明員 代理店は八百四十八でございます。なお、支店を含めた取り扱いの店舗数は約一万二千でございます。他方、年間の代理貸しの取り扱い件数でございますが、五十三年の実績で申し上げますと五万七千件でございます。

○木内委員 八百四十八店舗ですね。五万七千件の年間融資件数を扱っておられるわけでありまして、これを監査する機能として、実は現在わずか十二名しかいないというのが実情でありまして、私はこれは大変十二名の方に大きな負担がかかっていると思っております。それなりに公庫としても監査機能充実ということで御努力をなさっていると思っておりますけれども、中小企業庁長官、この十二名で十分だと思いかどうか。さらに、先ほど私が申し上げたところの、民間の代理貸し付けの金融機関における本来の趣旨に基づいた融資が常時行われているかどうかということをチェックする機能としては果たして適切かどうか。これはむしろ公庫の当事者よりも、私は長官の方によくお聞きをしたいところでありましてお願いいたします。

○左近政府委員 現在の十二名の方々が十分いろいろ努力をされてやっていたらとわれわれは確信しておりますし、現にそういうふうになつておると思っておりますが、この監査のやり方その他將來を考へまして、ではその十二名で大丈夫かということになりますれば、これはまたいろいろ必要な仕事があるかと思つて、ただ、こういう時代でございますので、公庫の人員の増については従来とも厳しい態度でやっております。極力人員を節減してやるといふ方針で参りましたので、現在そういうふうになつておるわけでございますが、將來につきましては、そういう極力政府機関の人員をふやさないという趣旨を尊重しながらも、必要なものには必要の人をつけるといふ方針で今後参りたいと思つて、したがって、早急に拡充をするということには非常にむずかしいと思つて、仕事の重要性を勘案しながら、將來の人員配置計画を考えていきたいという

ふうな思っております。

○木内委員 これは確かに長官おっしゃいましたように、定員削減計画等がございます。しかし、総裁としていかがですか、この監査機能を發揮するための陣容十二名というのは十分だとはお考えにならないですか。

○船後説明員 先生御指摘のとおり、現在の職員定員をもつては十二名以上の検出はかなりむずかしいわけでございます。加えて、監査に従事する職員はかなりのベテランでございますので、定員をふやしても適当な人がなかなか得がたいという問題もござります。

なお、私どもはこういうふうな陣容をもちまして、監査部による監査が年間約二百店舗程度、それから部店による監査が年間百五十前後、これで合計いたしまして三百五十軒程度の店舗は一年間に監査をいたしております。したがって、大体二年、長いところ三年に一度という程度は監査をいたしておるが実情でございます。

○木内委員 確かにこの監査部十二名というのは十分ではないというお話もござります。総裁も大変な平素の努力をされておられるわけですので、どうか中小企業庁長官としてもぜひともこれは前向きに、いたずらに人員をふやせばいいということではなくて、ベテランのスタッフの養成を行うとか、あるいは後ほど触れる新機軸のコンピュータの導入ですとかオンライン化を目指すのと同様に、質の充実を圖つていただいて、現場におけるそうした情実的な金融が横行しないように、ぜひともチェックをしていただきたいと思います。

次に、手数料の問題ですけれども、いわゆる直貸しというのは利息分がまるまる公庫の収入になるわけでありまして、代理貸しの場合には手数料を払って、逆に事故の場合などは補償責任が民間の金融機関に生ずるといふことなんですけれども、このバランスが悪化してきて赤字の原因となつていくことが指摘されているわけでありまして、もう一度聞くわけでありまして、手数料

料と利息収入とのバランスについて今後どのような対応をされるのか、この点、いかがでしょうか。

○中澤政府委員 利ざやと手数料とのバランスが近年悪化しておるといふことは、先生御指摘のとおりでございます。したがって、先ほど総裁からもお答え申し上げましたように、近く新年度から手数料率の改定を図っていくというふうに考えております。しかし、その場合でも小口金融につきましては、これがその制度の改正によりまして機能しにくくなるということであつては、いけませんので、小口の場合手数料につきましては料率を手厚く見るといふ方向で、機能に支障を来さない限度内におきまして手数料率を改定していくというふうに検討中でございます。

○木内委員 貸付限度額の問題でありますけれども、私は、個々の融資のケースにおける限度額をやみくもに引き上げて、そして何が何でもとにかく青天井にしないでほしいというのを申し上げているわけではないわけでありまして、加えて健全な償還というのを考えれば、限度額をただいたずらに上げることは決して適当でない場合も確かに出てくるというふうには思ふわけでありまして、しかしながら、中小企業も石油危機以降長期不況からいま徐々に脱却しつつある。当然資金需要というものは公庫のケースについては大型化してくる傾向にある。こうした観点から、私は今後当然実情に即した限度額の引き上げというものが行われてしかるべきだと思ふべきけれども、この限度額の引き上げについてはどのようにされるお考えでしょうか。

○左近政府委員 限度額の引き上げにつきましては、時代の変遷につれて逐次上げてきたわけでございますが、今年度昭和五十四年度は、直接貸し付けにつきましては、従来一億二千万円でございますましたのを一億五千万円に引き上げ、それから代理貸し付けについても二千五百万円を三千万円に引き上げてこれを実施しておるとございまして、五十五年度は、五十四年度に引き上げました

ので引き上げをいたさなかつたのでございまして、今後も時代の推移をにらみながら、御指摘のように資金需要がだんだん増大を遂げてまいりますので、適時適切に対応してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○木内委員 次に、申し込みから貸し出しまでの期間の問題ということですが、これは何年度も国会で取り上げられてきております。約三カ月かかるということなんですが、私は、こうした議論というものが近年にわかに起こつたものかどうか、文献といひますか、資料をずっと調べてみました。そうしましたら、二十年前から三カ月ということでは、三カ月というのはいささか必要に迫つた理想的な姿とは言えない、何とかスピードアップするように努力をしようということ、二十年前にわたつてずっとイタチごつこの議論がされてきておるのです。あえて私はいまここでまたこうして取り上げるわけですけれども、何か本当にいい方法がないものかどうかということ、実際にこれは素朴な疑問として持つわけでありまして、私は現場の方にいろいろ聞いてみました。相談を受ける人あるいは審査をする人あるいは担保の問題に関する業務を受け持つ人、いろいろいるわけでありまして、従来三カ月ですつと来た、だけれども、これからまた業務の拡大が行われていく、資金需要もどんどん大きくなっていく。そうすると、さっき申し上げた定員の規模というものは現状のままでありながら業務内容が拡大して、いわば職員に過重負担になってくる。そうすると、この三カ月というのには私は大変厳しい時間ということになるのではないかと思ふので、したがって、今後この三カ月というのをどう短縮するかというものが、公庫の機能というものを速やかにする上から大変大事な問題だというふうには思ふので、これはいま申し上げたような理由で、公庫の総裁にお聞きするよりもまず長官、これはもうそろそろ何らかの結論なり具体的な見通しというものを立てられないと、十年一昔と言いますけれども、

二十年二昔前からの議論なんです。ひとつお答えください。

○左近政府委員 審査の問題、ことにスピードアップの問題は従来から言われておりました、公庫としても努力をしてきたところでございまして、全期間のうちで、正式に受け付けてそれから融資決定をする期間につきましては、ここ何年かの間に相当な短縮を見たわけでございますが、実際問題として、つまり御相談に依つてから貸し付け実行、資金が借り受ける人に渡るまでの期間についてはなかなか短縮できないという問題がございまして、したがって、短縮の方法として、これは公庫でもいろいろ御検討のことと思ひますが、われわれとして考えますのは、一つは事務内容を機械化するといひますかコンピュータ化するということによる短縮ということ、それから、事前の御相談の段階をどのように短縮できるかということでございます。事前の御相談については、これはやはり人の問題もあろうかと思ひます。したがって、機械化と、それから機械化ではどうしてもカバーできない場合の人間の確保というふうなところが今後の対策であるかと思ひますが、われわれといたしましては、目に見えた短縮はなかなかむずかしいということで、御指摘のように改善の跡がそう顕著でないということについては残念に思ひますが、今後もこれについては十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 いままで国会で議論されたスピードアップの問題に関する御答弁といひささかも変わるころがないので、私ははなはだ本意でありまして、長官、公庫の融資に当たつての具体的な方法の一つとして、たとえばオンライン化の導入ですとかあるいはマニュアル化の促進、これも考えてもよいんじゃないかと私は思ふので、この点はどうでしょうか。

○左近政府委員 いまの御提案、そういう方針を促進することがこの審査の期間の短縮に非常に役に立つというふうにお考えをいたします。これについてはひとつわれわれも、それからまた公庫自身も十分検討いたしましたので、そういうものを取り入れて短縮に資したいというふうに考えております。

○木内委員 総裁、ここでお聞きするのですが、いま長官からオンライン化あるいはマニュアル化と並行して人員の問題についても話がございます。総裁は現場で指揮をとられておられる立場でどのように受けとめておられるか、お聞きしたいと思ふので。

○船後説明員 公庫の審査日数につきましては、先生御指摘のとおり長年問題になってまいつたところでございます。過去には受け付けから決定まで三ヶ月かかるという状態があつたわけでございますけれども、最近では先ほど長官も御答弁申し上げましたように、審査事務にはコンピュータを取り入れましてかなりスピード化を図つておるわけでございます。内部事務につきましては、五十三年度の実績は、受け付けから決定まで二十五日という状況になっております。ただ、お客様が手ぶらでいらつしやるという場合にはいろいろな資料を整えていただくかねばなりません。そういった場合には、二カ月の準備期間を要します。したがって、現実的には三ヶ月程度かかるというふうな限り内部事務のスピード化、能率化に努めるとともに、かつまた中小企業の方々にも、公庫の借り入れに際しましてはあらかじめいろいろ書類等の御整備を願うように私どももお願いしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、その他先生から御指摘のございましたコンピュータを利用いたしましたオンラインでございますが、そういう事務の効率化につきましては、今後も引き続き努力してまいりたいと思ひております。

○木内委員 オンライン化あるいはマニュアル化ということですが、私は、今回の質疑で一定の

前進があったというふうにも評価したいわけでありませぬけれども、それはぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

また、時間がございませぬので詳しくは申し上げませぬけれども、実は私に寄せられる意見の中でこういうのがありました。人員規模が決まっておいて、職員の質の向上を図るためということでしょうか、企業の現場に調査、審査に赴いた公庫の職員がベアで来まして、ベテランの職員と新人に近いような人が一緒に来まして、新人の研修のために企業の調査をずっとテキストに使うというのですよ。こういう事実が実はあるのですね。これはいか悪いかは別にしまして、こういう調査をされる企業としては、ベテランがそばを心得た調査を行なうならともかく、朝から晩まで居座られて調査をされるというものはなだ困るという実情が実は私の方に来ているのです。この問題についてはいろいろ御心配されているようですけれども、お聞きたいと思はせて、ぜひともこの点は、職員も研修あるいは教育ということに鋭意努力はしていただきたい、こういうふうに思います。

時間の関係で次の問題に移りますけれども、担保の扱いということについてお聞きします。いわゆる不動産担保等に対する評価の基準というものは、実勢価格でございませぬかとあるいは固定資産税の評価額でどうか、いろいろあるわけでありませぬけれども、この設定基準がどういふふうになっているか。さらにまた、公庫としてはいわゆる民間の一般金融機関が融資することを困難とする長期資金の融通を行うということになっております。したがって、市中銀行が行うような余りにも厳しい担保に対する扱いがあるいは弾力的に運用されてもいいのじやないかと私は考えるわけでありませぬ。たとえば融資の申請を行う、業務内容も実際よかつた、たまたま四半期あるいは一定の期間その企業の業績が悪化してきた、そのために公庫の融資を受けたいが、どうも担保がもう一歩という限度ぎりぎりのところであるというよう

なケースで申し込む場合も間々あるわけございませぬ、企業の実態を調査してみると先行き本当に有望である、ただ担保についてはもう一歩であるというふうなケースについてどういふふうな運営をされているのか、この点についてお聞きをします。

時間がありませんのでもう一点、延滞利子の扱いでありますけれども、同じようなことで延滞利子の運用規定というものを内部的にどのように設定されているのか、お聞きします。

○船後説明員 お答え申し上げます。公庫は財政資金を原資といたしまして長期の貸し出しをいたしておりますので、やはり担保が必要でございます。しかし、担保の評価等につきましては弾力的に扱っておるわけございまして、不動産だけではなくして機械設備等の事業用資産もまた担保にすることもございませぬ。また、土地、家屋等の評価に当たりましては、最終処分価格ではなくして、時価による評価を原則にいたしておるわけでございます。そして、でき得る限り担保不足を理由にして必要な貸し出しができないというのを避けたら、このようなことで融資に努めておる次第でございます。

なお、担保と企業の将来性とをどう見るかという第一点でございますが、非常にむずかしい御質問でございます。両方とも必要であるということになるわけでございますが、私どもは担保があれどどんな貸し出しでもするかと申しますと、さような貸し出しは一切いたしません。やはり企業の将来性、しかもそれが日本の国民経済の発展に必要である、こういう企業につきましては、将来性に着目して貸し出しをしておる次第でございます。

○木内委員 時間が参りましたので、私の質疑は以上でございますが、こうした時期でございますので、中小企業家の方々は公庫の健全な運営に基づいた健全な融資を希望しておられますので、どうか今後とも格段の努力をしていただきたい、このように要望いたしましたので終了いたします。

○堀川委員長 これにて木内良明君の質疑は終わりました。

引き続き清水委員。

○清水委員 大臣が来られましたから、早速お尋ねいたします。基本的な言って、今回提出をされている政府が追加出資をすることのできる規定を設ける、あるいは債券発行限度を資本金額の三十倍に引き上げる、この提案については賛成でございます。しかしながら、現在、中小企業を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている。ことに今回の電力料金の大幅値上げを含め、エネルギーや原材料価格が高騰するあるいは発展途上国の追い上げが激しい、さらには多様化等々は、中小企業の先行きを非常に不透明なものにして同時に、不安定性を強めていくであろうと予想をいたします。そうであればあるほど中小企業者はいかに活路を切り開いていくか、新商品や新技術の開発とか企業の体質を強化する、近代化を図ることが生きていくためのまさに緊急な課題になるであろうと思っております。

そこで、この点に関して、所管の通産大臣としてどのような所信をお持ちになっておられるか、基本的な考え方を御聞かせいただきたい。

○佐々木国務大臣 お説のとおりだと考えます。公定歩合の引き上げあるいは諸物価の上昇等を踏まえまして中小企業は大変苦しい環境に追い込まれていることは事実と思っております。お話しの上のような苦難を、日本では大変重要な産業部門でございますので、どうしたらよいか大変むずかしい問題だと思っておりますけれども、一生懸命あらゆる手段を講じて切り抜けるように努力したいと思っております。

○清水委員 大臣もそう言われるわけでありませぬが、そこで必要となることは、中小企業の経営基盤の強化を助成する諸施策、とりわけ設備資金など中小企業者が必要とする資金需要をいかに安定的に確保するか。このことが当面する政府の責務、急務というふうには私は思っておりますが、その点はいかがでしよう。

○佐々木国務大臣 お話のように一番重要な施策は、何と申しましても金融の引き締めで苦しむウエートが大きいと思っておりますので、これに対処するのが最大の道かと存じます。

そこで五十五年度におきましては、御承知のように政府系の金融三機関の貸付規模を前年度比約一〇%の増加を図ってございませぬ。これは五十四年度と五十三年度の比の八%に比較いたしましたので十分対応できるのではないかと考えておりますけれども、公定歩合等の引き上げのしわが中小企業にだけ集中されますと、これだけではあるいはむずかしいということになるかもしませぬので、そういう点を十分考慮いたしまして、情勢を見ながら機動的な対策をとってまいりたいと思っております。

○清水委員 いま大臣は、金融引き締め等の傾向が強化をされるという状況のもとで、政府系金融機関の資金枠を前年対比で一〇%ふやしている、相当なものだ、こういうふうには言われるわけなんでありませぬが、いずれにしても、大臣もいま言われるように、相次ぐ公定歩合の引き上げが結果として想像以上に金融引き締めを強める結果になる。一般金融機関では中小企業向けの融資について選別などの措置もかなり講ずることになるであろう。かたがた中小企業者はどうかと言え、さつき私が申し上げたような理由から判断をするに、資金需要の額はかなり大規模化、大型化をしていく傾向も予測される、こういうことで考えてみた場合、たとえばここに五十三年度の中小企業庁の資料もございませぬけれども、金融機関別の中企業向けの貸出残高を見てみると、全金融機関中に占める中小公庫の貸出比率というのはわずかに二・六%、すべての政府系機関をトータルしても九・五%、大臣が言われるように昨年比一〇%ふやしたから相当なものだと言えようなべー

スには必ずしもなっていないのじゃないか、こういふふうには私は思ひわけです。

そこで承りたいのは、こういう事態に即応して、いわゆる一般金融機関からはじき出されるような中小企業者向けの貸し出しについて、今度の改正提案に当たってどのように円滑にこれが行われていくか、具体的に言えば、もっと中公資金から中公資金の枠なんかも思い切つてその比率を高めていくなどといったような配慮が行われているかどうか。一〇％ということが当面言われているわけですが、将来展望についても含めてお聞かせいただきたい。

○佐々木国務大臣 お話のとおり、市中銀行等が選別を強めるといいますか、金融の引き締めを強化いたしますと影響が起るのには当然でございます。それに対しては特に公定歩合引き上げ等のしわを中小企業に寄せないようにとつとで金融当局とただまいる折衝しているところでございますので、その詳細につきましては事務当局の方から御説明させていただきます。

○左近政府委員 大臣から御説明がありましたように、中小公庫の五十五年度の資金枠は対前年比一〇％の増といふふうに見えております。これはこのどしの実績に比べても大きいわけでございますが、いまの御指摘のように今後資金需要、ことに政府系中小企業金融機関に対する中小企業者の資金需要が増大することが見込まれます。したがって、この一割増の資金枠の運用につきましましては、極力第一、四半期、第二、四半期といふふうな年度の前半に大きく組みまして消化を図つてまいりたいと思ひますし、そういったしめても不足が生ずれば年末追加をいたしまして、年度全体の資金量も増加させるといふふうを考えておりますので、資金量について中小企業の方に不足を感じさせるようなことはしないよう方針でまいりたいと思ひます。

○清水委員 そうすると、前年比一〇％増しの資金量についてはできるだけ年度の前半に集中的に配慮をして、足りなくなつた場合には必要量だけ

必ず年末で補給する、これは間違いないですね。うなずいておられるからあえて御答弁を求めません。

さてそこで、そうは言われるけれども、正直言つてなかなか思ひ通りに借りたものが借りられないという状況もなしとはいへない、必要なだけ貸すというふうな状況にはなっていない。元来中小公庫なるものは中小企業者が必要とする設備資金なり運転資金なりについで、一般金融機関が困難とするような長期かつ低利の資金を融通することを目的に設立をされておられると思ひます。だから、もしそうであるとすれば、無論審査をいかにげんししろといふことを私は言つておられるわけではありませんが、できるだけそういう設立の趣旨にのつて、中小企業者が切実に必要とする資金については、今日のごとき事態にこそ配慮をされる性質だと私は思ひますので、率直に言つて中小公庫などの政府系金融機関は、こういうときにこそその存在価値が発揮されるような基本的な立場で十二分に配慮をされていかなければならない。資金量が足りなくなつたらどんどん出すと云われるけれども、中小企業者が切実に訴へていることは、しかしそう言われるほど簡単に、思ひ通りに借りられるわけじゃないと思ひますので、この点を私としましては注文をつけておきたいのでありますが、いかがでしょうか。

○佐々木国務大臣 お説のようにこういう不況に立つたときこそ通産省で担当して三機関が活動するのが当然でございます。事態の推移を見守りまして、必要であればまた応急の処置を講じなければいかぬかと考えます。

○清水委員 さてそこで、資金の量については心配がない、大丈夫だとおっしゃられるわけでありまして、次に金利についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

公定歩合の相次ぐ引き上げ、これは当然に中小公庫が依存する財投資金の上にもはね返つてくるし、それがやがて中小公庫の貸出金利の上にも反映をされてくると私は思ひます。

そこで、これは私が申し上げるまでもなく、釈迦に説法ですけれども、中小企業者は現在の八・二％という金利についても高いという実感を持っている。何とかならないかという訴えがこれまでも常に表明をされておられる。ところが、たとえばこの八・二％の金利も結果として維持できなくなるなどということが起るとすると、これはやはり重大な問題じゃないか、私はこう思ひます。

そこで、政府は当面金利の据置きなど、いわゆる低利性を維持するためにはどのような具体的方策を持つておられるのか、その辺の見通しをひとつお聞かせいただきたい。

○左近政府委員 中小公庫の金利の問題でございますが、いまお話しになりましたように、中小公庫の金利は民間金融機関の長期の最優遇金利を大體貸出基準金利にするというルールでやつてまいつておられるわけでございます。そしてまたこの金利を決定するに当たつては、中小公庫の原資でございますが、資金運用部資金の金利も考慮に入れてやつておられるわけでございます。したがって中小企業の方々の御希望に沿つて極力安くやりたいと思つておられますけれども、全体の金利体系が上りますと全然上げないといふわけにはいかないと、このことを考へておられるわけでございます。しかし、急激に上昇いたしますと中小企業の方にいろいろショックを与えます。したがって、前回の公定歩合の引き上げのときも、実は長期のプライムレートは昨年の八月に八・二％に上がったわけでございますが、中小公庫の金利につきましては九月に八・二％にし、それから年末はやはりこの八・二％の金利で推移いたしました。ことしの一月に八・二％にしたといふふうな例もございまして、このいふふうなやり方も頭に入れたながら、今後の公定歩合の上昇に伴う金利引き上げについて対処していきたいといふふうな考へておられます。

○清水委員 五十三年度の中小金融公庫の業務報告書によりますと、滞貸償却引当金に約五百十四億円を計上されております。これは性格的に見て、いま金利の問題が出ておられるわけでありま

が、逆さや相殺といふことのためにも取り崩すことができないんじゃないかという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○船後説明員 中小公庫の滞貸償却引当金でございますが、先生御指摘のように五十三年度には五百十五億ばかりあるわけでございます。実はこれは五十二年度には六百二億あったわけでございますが、五十三年度中に繰り上げ償還等を主たる原因といたしまして八十八億円の期間損失を生じましたので、したがってこの引当金を取り崩し五百十五億になつたわけでございます。なお五十四年度も引き続きまして期間損失が百四十億程度出る見込みでございますので、五十四年度末にはこれが三百七十億程度に減少する、引き続きまして五十五年度もこれがさらに百億程度減少していくというように、主として繰り上げ償還、この繰り上げ償還は、御承知のとおりかつて四十九年度から五十一年度にかけて九・四％あるいは八・九％という高い金利があつたわけでございますが、これを、中小企業者の方々の事前に繰り上げて償還したいという御要望に依つて、私どもは、何と申しますか利息収入を失つたわけでございます。そういうことで使つてきておられますので、これを引き当てるにさらに利子の引き下げといふことは困難ではないか、かように考へておられます。

○清水委員 円高の際に金利の軽減措置を講じたことがありますが、これはトータルでどのくらい持ち出しになっておりますか。

○船後説明員 為替変動貸し付けは低利で融資いたしております。これは累計二千億程度の貸し出しを行つておられますので、いわゆる利子の持ち出し分でございますが、約十九億と相なつております。

○清水委員 それではこの際大臣にちょっと所見をお尋ねしたいのですけれども、先ほど大臣は答への中で、当面の事態を乗り切つていくためには中小企業者の資金需要の要請に精力的にこたえていく、こういうことも述べておられるわけでありま





それから代理貸しの点ですけれども、貸付限度につきましても検討したいと思ひますが、これは直貸しとのバランスその他もございませう、やはり直貸しもふやし代理貸しもふやすというよりな形で今後は対処してまいりたいと思ひますが、この点についても検討させていただきますと思ひます。

○清水委員 それではいまの検討課題については、えてして委員会の場で検討するということがいままで答えが出ないというようになりがちです。そういう意味ではなしに、迅速に答えを求める意味での検討を、大臣もおいでになりますからぜひやっていただきたい。

最後に、いわゆる貸付期間についてなんですけれども、昨今のように資金需要が大型化する。そうすると設備資金等については七年以内という期間の定めでありますけれども、これではちょっと荷が重過ぎるという状況でありまして、ぼくはやはり十年以内くらいに期間を改善すべきじゃないか、そういう時期に来ていると思うのであります。その点をお聞きをして私の質問を終わりたいと思ひます。

○左近政府委員 現在、中小公庫の貸付期間につきましては、原則として設備資金が七年以内、運転資金が五年以内ということになっておりますけれども、事業の性格とか業種の特殊性を勘案いたしまして、特に必要なものは十年から十三年まで貸付期間を延長することができるとなっておりますので、事案の内容に当たりまして弾力的に措置をしていくわけでございます。さらに五十五年度におきましては、特別貸し付けの一部でございますが、事業転換貸し付けのように相当の長期を要するものについては十五年というようなものに延長していただくわけでございます。今後ともこういう点を十分勘案して、実態に即するようにしてまいりたいというように考えております。

○清水委員 終わります。  
○塩川委員 これにて、清水委員の質疑は終了いたしました。

引き続き、長田武士君の質疑に入ります。

○長田委員 まず最初に、中小企業金融公庫にお尋ねいたします。  
公庫が発行しておりますパンフレットの中に保証人という欄がございまして、「連帯保証人が必要です」とこのように記されております。実態は、この保証人はどういふふうになっておりますか。

○船後説明員 公庫の貸し付けに当たりましては、担保のほか保証人もお願いしておるわけでございますが、この保証人は社長などの経営者になつてもらうことを原則としております。この趣旨は、経営責任者としての心構えを示していただきたいという趣旨でございまして、債権保全という意味ではあくまでも補完的なものでございませう。

○長田委員 一般の借り入れされる方は、この保証人に非常にひつかかる点が多いようなんです。私もかつて金融機関に勤めておりました。貸し付けを長くやりました。どうしても保証人といふと、金融機関とすれば資産調査をやりまして、その人の担保力という点を非常に重要視いたします。あるいは取引関係はどうなのかとか、そこらまで立ち入って調査をするわけでありませうけれども、金融公庫の場合には担保が主力になっておりますから、私は余り保証人にこだわらねばならないのじゃないかという感じを持つのであります。いま総裁がおっしゃられましたとおり、会社あるいは法人等の代表役員等が、同等の責任を負っていただくという意味で保証人になってもらうという点でございませうけれども、そういう意味ではパンフレットのつくり方を、会社、法人等の場合においては代表役員で結構であるあるいは個人の場合においては別に第三者的な人を立ててほしいというふうな、ただし書きでもつくつたらどうでしょうか。

○船後説明員 先生の御指摘のとおりでございます。通常保証人といふと人的保証でございます。資産調査等を伴う大変なことだ、こうい

うふうにお考えになります。公庫の求めております保証はそうではないわけでございますから、その点私どもの発行いたしましたパンフレット類の単なる保証人という記載ははなはだ不親切だと思ひますので、今後はひとつその趣旨を徹底しますとともに、パンフレットの記載にも一工夫をいたしたい、かように考えております。

○長田委員 次に、中小企業投資育成株式会社に ついてお尋ねをしたいと思います。  
中小企業金融公庫は、中小企業投資育成株式会社に出資及び貸し付けを行つておるわけでありませうが、この会社は昭和三十八年に、中小企業に夢と希望を与えようとのスローガンを掲げ、中小企業の自己資本充実を促進し、健全な成長発展を図るため、投資等の事業を行うことを目的に設立されたわけでありませう。当然中小企業を株式市場に上場せよという方針ももう一つあるわけですね。

そこで、同社の投資実績を見てまいりますと、東京、大阪、名古屋と三社あるわけでありませうが、これを合計いたしましたも五十三年度末で投資件数はわずかに九百九十五社、投資総額は三百六十六億円でしかございませう。また、五十三年度と今年度を比較してまいりますと、五十三年度は投資総額が二十一億円で、新規投資件数は四十八件となつておるわけでありませう。五十四年度は、五十五年二月末現在で投資総額が十八億円、新規投資件数は三十八件というように、前年度をかなり下回つておるわけでありませう。しかも、同社の五十四年度新規投資予定は百八件となつておりますので、その達成率は何と三五%であります。さらに、同社が五十三年度末まで投資した九百九十五社のうち、同社の方針どおり実際に株式市場に上場できた企業はわずか六社しかないのです。

こうした状況を見てまいりますと、同社が設立され、すでに十六年を経過しておりますが、これでは所期の目的を十分果たしたとは言えないような感じを私は持つのです。このような状況にな

つてしまったというのには一体どこに原因があるのでしょうか、長官。

○左近政府委員 中小企業投資育成会社は、中小企業の自己資本の充実というものを目的にいたしまして、御指摘のように昭和三十八年に設立されて、その後相当の年数がたつておるに、実績も先生いまおっしゃつたとおりでございます。

一つは、やはり第一次石油危機以降の不況というものが非常に影響したのじゃないかというふうな考えがございませうが、もう一つは、証券市場への上場の基準が三十九年に三億円になり、五十年に五億円になったというところで引き上げられましたことから、いま御指摘のように上場できた会社がわずか六社というふうなことになったというところでございませう。

こういうことでございませうので、やはり投資育成会社の本来の趣旨を達成するためには、投資育成会社としてももう少し活発に活動する必要があります。この後半以来、この投資育成会社の活動を活発にするためにはどうしたらいいかいろいろな検討を遂げておるに、それについて五十五年度からいろいろな点について改善を図りたいということ、目下関係方面とも相談をしておりますが、改善を図る方法といたしましては、一つは対象業種を少し拡大をしようじゃないか、これはことにサービス業なんかにつきましましては、これまで対象がほとんどございませぬ。ところが、最近の経済の情勢はサービス業が非常に拡大をしておりますので、活発な分野に入るものが相当ございませうので、こういう点にも着目したいということがございませう。それからまた、投資育成会社に貸し出します中小公庫の金利につきましても、現在のままでいいかという点も現在検討いたしております。こういう点、幾つかの面を踏まえまして、投資育成会社ももう一段ひとつがなばつてもらおうということ、われわれもそういう点のいろいろな検討をしておるのが現状でございます。





まいりたい、かように考えております。

○長田委員 そのいう意味で、私は今後地域経済の中核をいたしまして中小企業の育成を図ることは非常に重要な課題であろうと考えております。そのために地域経済の実態に即した、地方公共団体や地元経済界等が十分連携をとりながら中小企業に対する施策が講ぜられて当然であろう、このように考えております。その意味におきまして中小企業投資育成株式会社がいままでも地域経済の発展にいかなる役割りを果たしてきたのか、その点について御意見を伺いたしたいと思います。

○左近政府委員 現在、投資育成会社は御承知のとおり東京、名古屋、大阪にございますが、各地のそれぞれの経済人がその役員にもなっております。現実には、現実に地元、たとえば商工会議所等はやはり自分の地域の会社であるという気持ちが非常に強く、いろいろ協力をさせていただき、また利用いただいているわけでございます。これから地方の時代ということにもなりました、地域地域の経済発展をしなければいけません、それを担うものはやはり地元の中核的な中小企業であろうとわれわれは考えておりますので、そういう意味におきましてこの投資育成会社が地域ごとに今後発展していくように、十分われわれは応援をいたしたいと思っております。従来もそういう意味で、地元から非常に御出資等を含めて応援をいただいておりますので、今後もそういう関係をさらに発展をさせていきたいというふうに考えております。

○長田委員 中小企業投資育成株式会社に対する各地方公共団体の出資状況及び都道府県別の投資実行企業の現況について簡単に説明していただけますか。

○中澤政府委員 現在、地方公共団体から投資育成会社、三社ございますが、その三社の資本出資総額は、三十五都道府県それから四指定都市、合計いたしまして二十三億一千四百万円、投資育成会社全体の資本金の一七・九％の出資をしていただいております。各都道府県におきましてお

むねまんべんなく投資育成会社への出資あるいは株式の取得が行われておるといふ状況でございます。

○長田委員 中小企業投資育成株式会社からの投資実行企業の現況を見てまいりますと、都道府県間での差が見られるわけですが、特に中小企業の多い東京、大阪、名古屋に集中することは、ある意味では当然かと私は思いますけれども、しかし、中小企業投資育成株式会社が地域経済の発展に有効な役割りを果たさなければならぬという点から見た場合、各地方の中小企業に対して十分機会を与えなければならぬと考えるわけでありまして、この点についてどのような具体策を講じておられるのか。

また、中小企業投資育成株式会社に対し出資していない地方公共団体が、いま御答弁がございましたとおり十二県もありますが、これらの県に対して今後どのような方針で対処されるのか、お尋ねをいたします。

○中澤政府委員 各府県からの投資育成会社に対する出資につきましては、従来から中小企業庁といたしましては極力協力していただくように要請しておるところでございますが、何分各県におきまして、県の財政事情等から、先ほどお話しのとおり十二の県がまだ出資していただけない状況でございます。ただ、先ほどお話しもございましたように、投資育成会社の制度全般につきまして現在審議会が改定の方で検討しておるわけでございますが、制度改正の機会に改めて積極的に各県へ出資あるいは投資育成会社の事業に対する協力の要請を行っていききたいと思っております次第でございます。

○長田委員 それでは、通産大臣、せっかく御出席いただいておりますから御答弁をいただきたいと思っております。よく聞いてください。このように地域経済発展の中核をいたしまして中小企業の振興、育成を図ることは今後ますます重要だろかと私は思うのです。したがって、中小企業投資育成株式会社の果たすべき役割りも

今後さらに大きくなると私は考えておるのです。政府は同社の果たす役割りについて、今後どのような基本的な考え方を持っておられるのか。私は、設立当初よりも非常に後退しておりますし、非常に利用度の低い名ばかりのこのような会社になりつつある現状を憂えておるのです。その点については通産大臣、どうでしょうか。

○佐々木国務大臣 私が就任いたしましたすぐ出ました問題は、この投資育成会社を民間の機関にしたらどうかという行政改革の一環の問題が起ります。その後、大阪、名古屋の方を回ってみますと、これは大変重要な機関で、政府が手を放しますと大変重要な機関で、政府が手を放す中では困る、何としても政府で育ててもらいたいという非常に強い希望が現地に多いものですから、従来のような考えではいかぬな、政府としてもっとみっちり力を入れて育成すべきではないかという感を非常に強く受けました。でございますから、ただいま御質問あるいは御指導をちょうだいいたしましたように、今後とも政府といたしましては力を入れてこの機関を強化したいと考えております。

○長田委員 次に、貸付制度についてお尋ねをいたします。この貸付業務には一般貸し付けと特別貸し付けという二種類がございます。一般貸し付けの方は年々利用者もふえておるようでございますけれども、特別貸し付けの中にはここ数年利用されていらないものや極度に利用度の少ないものもあるのですね。そこで、どのような貸し付けがこの特別貸し付けに該当するのをお尋ねいたします。

○左近政府委員 中小公庫の特別貸し付けにつきましては、そのときどきの中小企業の振興のための政策目的に従いまして制度をつくってまいりましたわけでございます。大きく分けまして近代化貸し付け、構造改善貸し付け、安全、公害貸し付け、その他のグループというふうな四つのグループに分かれますかと思っております。この中で、たとえば近代化貸し付け等につきま

しては相当以前から実施しておりますので、業種ごとの近代化が促進するにつれて目的を達成して、この金額がある程度低くなるというふうなこともございます。それから、公害貸し付け等につきましても、公害設備が整備されますとある程度減ってくることもございますが、特別貸し付けというのは政策の実態に応じて適時適切に設定しなければいけない。それからまた、使命を果たしたものはスクラップしていくという態度が必要かと思ひまして、現在もそういうことでスクラップ・アンド・ビルドという形でやっております。最近省エネルギー貸し付けというのを採用いたしました、こういうものが逐次ふえてきておるといったこともございます。

○長田委員 長官の御答弁がございましたとおり、ふえていられるのも実はあるのですね。ところが、下請振興貸し付け制度というのがありますね。これは五十二年四月から五十五年一月まで利用件数がゼロなんです。この原因についてはどういふふうにお考えですか。

○左近政府委員 下請振興貸し付けにつきましては、下請企業が親企業と一緒になりました下請企業の振興組合というのをつくって、それによるいろいろな施設に対する貸し付けというところでございますが、これについては残念ながら最近そういう下請の振興のための組合設立というのが、余り新設がございませんで、こういう事業がなくなつたというところでございます。下請対策につきましては、こういうふうな組合をつくるという形だけではないのか、あるいはたとえ下請代金支払遅延等防止法のような取り締まり的な方策ももっと進めるべきではないかということ、いろいろ検討をいたしております。したがって、いろいろ点につきましても現在の助成制度がいいのか、あるいはもっと下請対策として別途の施策を打ち出すべきかというふうなことを

検討しておるわけでございますので、もしこうい  
う制度についての需要が少なければ、これはこれ  
で別のものにかえていくことを考えなければいけ  
ないなということで、現在下請対策の検討中であ  
ります。

○長田委員 長官、私の認識と大分違ひのす  
ね。利用者が少ないのではかの面というよう  
な考え方は、私は現状認識がちょっと甘いように思  
います。と申しますのは、この下請中小企業者が  
余り利用できないのは、貸付対象など実態にそぐ  
わない面が非常に多いのです。そういう点で利  
用度が非常に少ないという事実があります。そ  
ういう点でこの貸付対象の基準を見直すこととか、  
何らかの改善措置を講じないという利用者はふえ  
ない、私はこのように思いますが、その点どうす  
か。やめるなんて言わないで前向きにやってくだ  
さいよ。

○左近政府委員 いま私が申しましたのは若干言  
葉が足りませんでした。廃止ということだけで  
はなく、この制度の内容の改善も含めて検討す  
るといふ趣旨でございますので、若干私の言葉が  
足りなかつたことをおわび申し上げます。

○長田委員 終わります。

○塩川委員長 これにて長田武士君の質疑は終了  
いたしました。  
十二時四十五分から再開することとし、この  
際、暫時休憩いたします。  
午後零時八分休憩

午後零時四十七分開議  
○塩川委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

質疑を続行いたします。小林政子君。  
○小林(政)委員 中小企業金融公庫、これの経営  
安定とそれから機能を高めるといふことは、民間  
金融機関から十分融資を受けるということがきわ  
めて困難な立場にあります。中小企業が重要として  
いる長期そして低利の融資を行うという上から

も、ますます重要になってきていると言ふことが  
できると思ひます。したがって、公庫の経営を縮  
小するようであるいは圧迫するようないやうな要  
因については、その都度国が適切な措置をとるな  
どして手当てを行い、いやくも政府系金融機関  
としての運用を保証するといふことは当然のこと  
ではないか、このように思ひますが、以上の点か  
ら二、三質問をいたしたいと思ひます。  
まず第一にお伺いをいたしたいことは、政府の  
政策融資として五十二年十月から五十四年の六月  
三十日に期限切れとなりました円高融資、いわゆ  
る為替変動対策緊急融資のことでございますけれ  
ども、この一年八か月の貸付残高は総額で幾ら  
になるのでしょうか、まずこの点からお伺いをい  
たします。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。  
先生御指摘の円高緊急融資残高でございますが、  
五十五年一月末におきまして一千八百二十三  
億六千五百万円でございます。

○小林(政)委員 この円高融資は国の政策金融と  
して五・三%の金利で適用をされてこられたわけ  
でございますけれども、この逆さや分、総額と  
いふのはどのくらいになりますか。また、そのう  
ち国が一般会計で補てんをしたものは総額でどの  
くらいになるのでしょうか。さらにまた、金庫が  
負担をいたしました〇・三%分、これについては  
総額でどのくらいの額になるのか、お伺いをいた  
します。

○中澤政府委員 運用部金利との金利差でござい  
ますが、おおむね一・二%程度で推移したわけで  
ございます。その結果、円高緊急融資によりまし  
て二億九千九百万円余でございます。五十四年度  
におきまして九億四千八百万円余でございます。  
五十五年度におきまして、予算をいたしましては  
十億七千八百万円でございます。また、中公にお  
きまして負担いたしました金額でございますけれども、  
五十三年度で一億四千九百万円、五十四年  
度で五億三千七百万円という試算になっておりま

す。  
○小林(政)委員 相当の負担分が金庫の負担とい  
うことになるわけでございます。そこで、ここは  
本当は大臣に伺いたいところだつたのですが、中  
小企業庁長官にお伺いをいたしたいと思ひます。  
国の政策によつて緊急融資を実施した。こうい  
う中で貸付金利と原資の借入金金利との逆さや、こ  
れに對して私は、こういふものは一般会計から全  
額措置をしていくといふことが当然なことではな  
いだろうか、このように思ひますけれども、この  
点についての見解をお伺いいたします。

○左近政府委員 円高緊急融資につきまして、一  
部公庫の負担になつたという結果につきまして、  
は、貸し付けを始めた時代はまだ公庫の経営  
基盤が強固でございまして、いわば資金に若干の  
ゆとりがあつたといふことでございまして、したが  
りまして、そういう点で一部公庫の負担といふこ  
とにしてやつたわけでございまして、基本的な考  
え方は先生のおっしゃる通りに、必要な金利差と  
いふものは国がめんどうを見るということが必要  
であらうと思ひわけでございまして、したがいまし  
て、今後こういふ場合には公庫の財政事情も勘案  
いたしますけれども、そういう点について、個別  
の政策的な融資につきましても、国としても必要な  
措置を講ずるような気持ちでまいりたいといふふ  
うに考えております。

○小林(政)委員 同じようなことが繰り上げ償還  
の際にもやはり見られるわけであります。金融引  
き締め期に約九%台の高金利で融資を受けた中小  
企業が、五十三年度に入つて金利が七・一%と低  
くなつたといふことで、中小企業の場合には運転  
資金あるいは資金繰りに非常に苦慮してござい  
ますので、何とかこの金融負担を減らしてござい  
たい、こういふことでこの際繰り上げ償還を行つ  
たいことはまた当然のことであらうといふふう  
に考へます。しかし資金運用部から金庫は八%台で  
当時借入れをいたしてございまして、その借りた  
資金を七・一%という低い金利で運用を圖つてお  
りますので、ここにも大きな逆さやが出てくるこ

とは当然のことだと思ひます。私は、このように  
政府系の金融機関として、運営上の問題やある  
いはまた構造上の問題として出てまいります赤字と  
いふものは、逆さやにつきましても、一般会計や  
政府出資をふやしていただくなど、こういう形で適切  
な措置を今後とつていくといふことがきわめて  
重要になっていくのではないかと、とりわけ今後金  
融縮小の動きが強まってくるというふうな状況の  
もとで、この問題は非常に大事ではないかといふ  
ふうにお考えを申し上げます。公定歩合が一・七五%  
引き上げられて今回は九%になっております。か  
つて政府がやはり繰り上げ償還を行つた時期と同  
じような状態が繰り返されるのではないかと  
いふことも考えられます。こういふ点から、具体的  
にはやはり適切な措置をその都度とつていくとい  
ふことは非常に重要だと思ひますけれども、この点  
について見解をお伺いいたしたいと思ひます。

○左近政府委員 御指摘のよう繰り上げ償還に  
つきましては、中小公庫が政府系金融機関である  
といふ一つの使命から、中小企業の方々の金利負  
担の軽減というふうなことを考えてそれに応じた  
わけでございます。したがいまし、これは先ほ  
ど申しました政策融資と、性格的にはやはり一種  
の中小企業のために特に努力をしたといふ意味に  
おいては共通の趣旨に基づくものでございまして、  
したがいまし、こういふことによりまして公庫の  
財政事情の圧迫といふものについては、われわれ  
も十分将来を考へなければいけないといふふう  
に思ひわけでございまして。

先ほどの繰り返しでございまして、実は従来は  
創立以来健全な運営をしてまいりまして、資金に  
余裕があつたものでございまして、この措置がで  
きましたし、現在においても赤字が発生してござ  
いますけれども、内部留保によつてこの措置がで  
きております。しかしながら、今後を考へますと御  
指摘のようにならぬという事態になるかといふ点に  
ついてはなかなか予測しがたい面もございまして、  
適時適切な対処をしてまいりたい。基本的に  
は異常事態が出てこなければ公庫の運営はうまく

いくと思いが、しかし異常事態がないという  
ことは断言できませんので、時宜に応じて出資な  
り何なりの措置を十分考えていきたいというふう  
に考えております。

○小林(政)委員 十分この措置を行っていき  
たい、こういう御答弁でございますけれども、今回  
の繰り上げ償還の場合に逆さやの解消というの  
を、公庫にゆとりがあったということで内部留保  
の引当金からこれを取り崩している、こういうこ  
とでございますけれども、こういうものがあるな  
らば、本来公庫が政策金融機関としてやらなけれ  
ばならない特別貸しの方向などをさらにもっと  
やしていくということにしていかなければならな  
いのではないだろうか、このように私は考えてお  
りますけれども、この点についてお伺いをいたし  
たいと思っております。

○左近政府委員 引当金等は不測の事態に備える  
ものでありまして、限度も決まっておりますし、  
これを過度に積むということには必要がないわけ  
でございます。したがってその決められた限度  
の中で措置をしながら、それ以上の問題について  
は御指摘のように特別貸し付けその他によって中  
小企業に対して有利な金融を行うという努力をす  
べきであるというふうにわれわれ考えておりま  
す。

○小林(政)委員 次に私がお伺いをしたいのは特  
別貸し付けの問題についてでございます。その中  
でも特に省エネルギー貸し付け、これは五十三年  
の十二月二十六日から貸し付けの対象になってお  
りますけれども、実態はいまどうなっているの  
か、まずこの点をお答えをいただきたいと思いま  
す。

○左近政府委員 省エネルギーというのは最近の  
事態において大変重要であるということから、御  
指摘のように省エネルギー貸し付けというものを  
政策融資の一環として特別貸し付け対象にいた  
したわけでございます。これは一中小企業当たりの  
貸し付け限度を二億二千万円というところで、通常  
一億五千万円であるものを限度を上げました。そ

れから貸付期間につきましても、通常は五年ない  
し七年のものを十年というところで、そういう融資  
条件をつけて発足をしたわけでございます。これ  
について逐次御利用いただいておりますというの  
が現状でございます。

○小林(政)委員 省エネルギーという問題でこれ  
から政府が大変力を入れていこうとしております  
けれども、この貸し付け対象にされました説明を  
読んでみますと、「中小企業者であつてエネルギー  
の有効利用に資する設備を設置する者」と規定  
がされております。私は、大きな企業の場合に  
は、省エネルギー設備ということでこれが実施を  
されますと、コストに占める燃料費の割合などと  
いうものも、価格にどの程度になるかというこ  
とは具体的にわかりませんけれども、やはり相  
当比率も下がって有効な措置がとれる、メリット  
があるのではないかと、このように思っております  
けれども、一方中小企業の場合を見ても、省エネ  
ルギーの投資というものをいたしましたとしてもコスト  
の低下ということにはなかなかつながらないとい  
いますか、こういう一面を持っております。し  
たがって、いま省エネルギーの金利というものが  
一般貸し付けと同じ金利になっておりますけれど  
も、せっかく特別貸し付けとされて年限も延ばし  
たりあるいは貸し付けの限度額もふやしたり、こ  
ういうこともやられていようございませうけれ  
ども、やはり金利そのものを下げるべきではない  
か、特別貸し付けにふさわしい金利にすべきで  
ないだろうか、このように考えますけれども、大  
臣の見解をお伺いいたします。

○佐々木国務大臣 説明によりまして、省エネ  
ルギーでございますから、それだけこの資金をもと  
にいたしました省エネルギーのための諸施策を講  
ずるわけでございますから、燃料あるいは電力等  
が節約されるわけでございます。反面中小企業  
の経理関係からそれを見ますと、それだけ特典に  
あずかるという見方も、ということ、金利は同  
じ金利でいいじゃないかということにしようで  
ございませうけれども、お説のように私もそれじゃ

確定にそうなるかと言われると、確定にそうなる  
というギャランティーは別なわけでございます。ま  
して、もう少し行く末を見まして、そしてその間  
検討を続けて、やはり金利に差をつけた方がよろ  
しいというところであればそういうふうにするべき  
だというふうな考えです。

○小林(政)委員 この問題につきましては、昨年  
の五月九日の、エネルギーの使用の合理化に関  
する法律、いわゆる省エネルギー法が商工委員会  
で採決をされました際に、附帯決議がついてい  
るわけでございます。その附帯決議をちょっと読んで  
みますと、「エネルギーの使用の合理化等の施策  
の実施にあつては、中小企業に対する金融、税  
制上の措置等について特段に配慮し、円滑な施策  
の推進に努めること。」このように書かれており  
ます。私は、いま省エネルギーがこれほど重要な問  
題として政策上も明らかになってきている中で、  
この国会の附帯決議というものを大臣は当然尊重  
されて、そしてこの問題については金利の問題を  
も含めて検討をいたしましたことがどうしても必  
要ではないだろうか、このように考えられます。  
○佐々木国務大臣 同感でございますが、もうち  
よつと貸し付け後の状況等を見まして決断したい  
と思ひます。

○小林(政)委員 さらに特別貸し付けの問題につ  
いてお伺いをいたしますけれども、五十四年三月  
で貸付残高の約九割が特別貸し付けということに  
なっております。私は、政策金融としてこうした  
特別制度というものをもうと伸ばしていく必要が  
あるのではないだろうか、このように考えており  
ます。民間の金融機関と違つてある程度利潤を求  
めなければならぬという立場ではなく、政府の  
政策金融機関でもございませうので、この特別貸  
付けという問題を今後どうと伸ばしていくとい  
うことはきわめて重要な課題ではないだろうか、こ  
のように考えております。いま、特別貸し付けに  
ついては金利も含めてもつと魅力のある内容にし  
ていくべきではないか、さらにいろいろと工夫を

して魅力のある、使いやすい、そして喜ばれる、  
こういう金融にしていくべきではないか、このよ  
うなことも言われておりますけれども、この点に  
ついて大臣の基本的なお考えをお伺いをいたした  
いと思ひます。

○佐々木国務大臣 おっしゃること一つひとつも  
もでございます。何でも賛成ということになり  
ますが、この制度に關しましては、おっしゃると  
おりまだまだ改善の余地があると思ひます。です  
からできるだけ今後とも改善に努力をしてみたい  
と思ひます。

○小林(政)委員 次に、これは直接法案の問題で  
はございませうけれども、三月十九日の物価問題  
に關する閣僚會議の決定というものがされてお  
ります。その中に、いろいろ書かれておりますけ  
ども、「個別物資に關する対策」こういうことが含  
まれております。ちよつと読み上げてみますけれ  
ども、「最近の商品市況にかんがみ、業種別、品目  
別に需給価格動向をきめ細かく調査、監視し、値  
上りの著しい物資について、実態の把握に努め、  
必要に応じ、供給の確保のための備蓄の放出、原  
材料の出荷要請等、機動的な対策を実施する。」こ  
ういうことがこの項目に書かれております。私  
は、この中で、先般問題にいたしました印刷製版  
用のフィルム、これら印刷材料が大幅に値上がり  
をいたしております。印刷製版用のフィルムの値  
上げは、三月一日に五〇%、さらに四月一日から  
は四〇%から六〇%の再値上げが行われる、こう  
いう表明がメーカーからもされていられるわけ  
でございます。したがって、末端の中小印刷業者の方  
で材料が手に入らないといつて大変困つてい  
る方がいらつしやいます。こうした問題は、通産省に  
その事態を持つていけば、これに対してメーカー  
に出荷をさせるという具体的な措置をおと  
りになれるのかどうか、どのような行政指導をさ  
れようとしているのか、この点についてお伺いを  
いたしたいと思います。

○大永政府委員 印刷用フィルムにつきましては  
は、現在前年同月に比べましても相当生産がふえ

ておりまして、基本的には需給関係に問題はないと思ひます。

ただ、値上げの前になりますと、ことしの一、二月がそうございましたが、前倒しの需要がふえまして、場所によりまして手に入らないという苦情があるわけでございます。そういうときには通産省あるいは通産局の方に言っていたいただきますと、普通必要とする程度のもの、いつも使っているものの倍とか三倍とか言われましても困るわけでございますが、普通使います程度のものにつきましましては確保できるようにメーカーの方に話をすることにいたしておりますし、今後もいたしたいと思ひます。

なお、四月からの値上げの問題につきましては、最近銀の価格がまた下がるような傾向が見受けられますので、現在のところはまだ発表が行われておりません。

○小林(政)委員 金融問題をも含めて最近の情勢は何かと緊縮状態が続いたり物価の値上げが行われたり、こういった中でも基礎物資が上がればすべての物価に大きく影響を来すわけでございますし、監視の体制とか具体的な措置をどのようにされるようとしているのか、この点を大臣に最後にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○佐々木国務大臣 主要な個別物資の需給あるいは価格動向等を観察いたしまして、必要に応じて機敏な対策を打ち出すことは大変重要な問題でございますので、通産省の中に主要物資需給価格動向連絡会という連絡会を設けてまして、関係各局の局長あるいは担当官が集まりまして、具体的に各物資の需給関係あるいは価格等の動向を厳重に監視しているところでございます。それによりましていささかでも便乗値上げ等の疑いがございますれば、すぐそれに対して対処方法を講ずる、あるいは需給が逼迫すればそれに対して在庫等を放出するというような手段を講じまして、先生のおっしゃるとおりきめ細かくただいま進めておるところでございます。

昭和五十五年四月二日印刷

いたしました。以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩川委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

○塩川委員長 次に、本案に対し、中島源太郎君外四名から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。清水勇君。

○清水委員 ただいま提出いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、中小企業金融の円滑化を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、中小企業金融公庫の店舗網の整備拡充を促進し、直接貸付の拡大を図るとともに、貸付事務の迅速化を図ること。

二、中長期的観点から政府系中小企業金融機関の資金量の確保を図るとともに、貸付金利を極力低位に置くよう努めること。

以上でございます。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審議の過程及び案文によりまして御理解をいただ

昭和五十五年四月三日発行

るものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩川委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決しました。

〔賛成者起立〕

○塩川委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩川委員長 この際、佐々木通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木通商産業大臣。

○佐々木国務大臣 ただいま御議決をいただきまして附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、中小企業金融対策の実施に遺憾なきを期してまいります所存であります。

○塩川委員長 次回は、明二十六日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十七分散會

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局